

電力・ガス・熱システム改革について (報告)

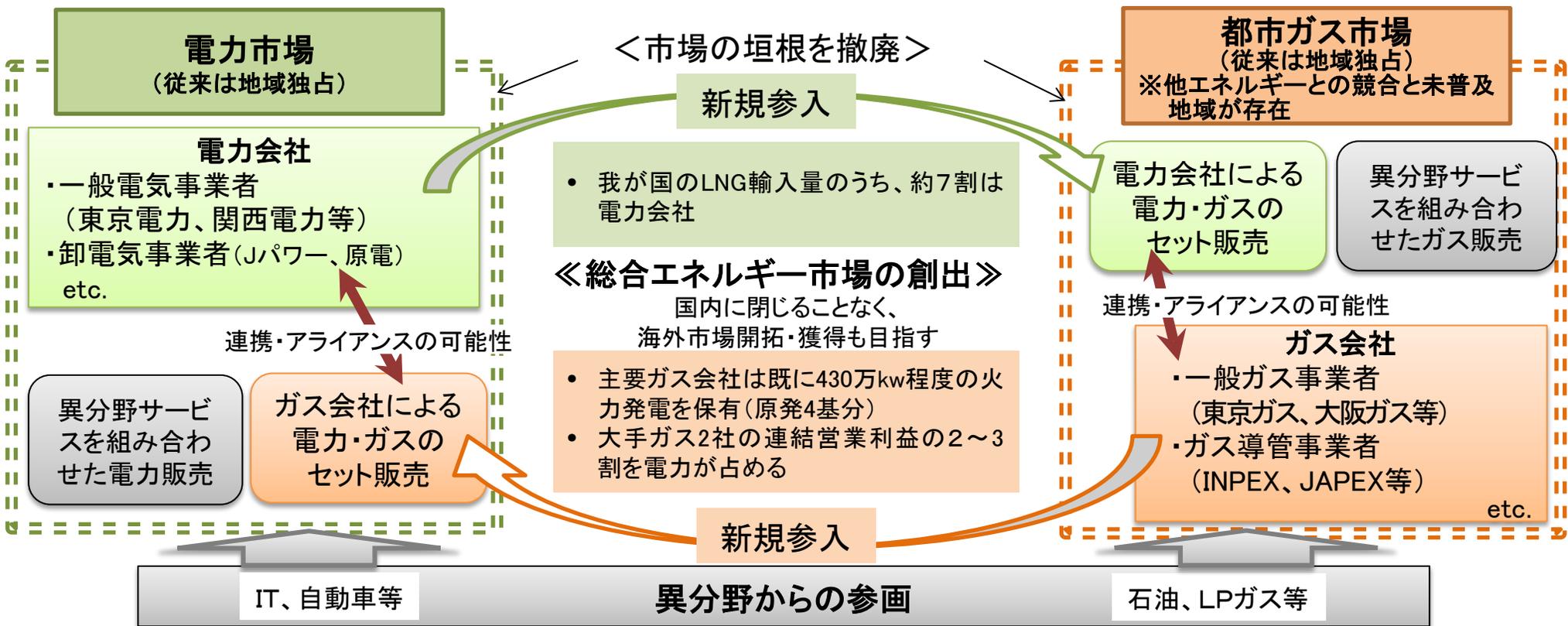
平成27年8月
資源エネルギー庁

○「光熱費」という言葉があるように、消費者にとってエネルギー市場は一体のもの。他方で、従来、我が国のエネルギー市場は、電力、ガス、熱等の業態ごとに制度的な「市場の垣根」が存在。

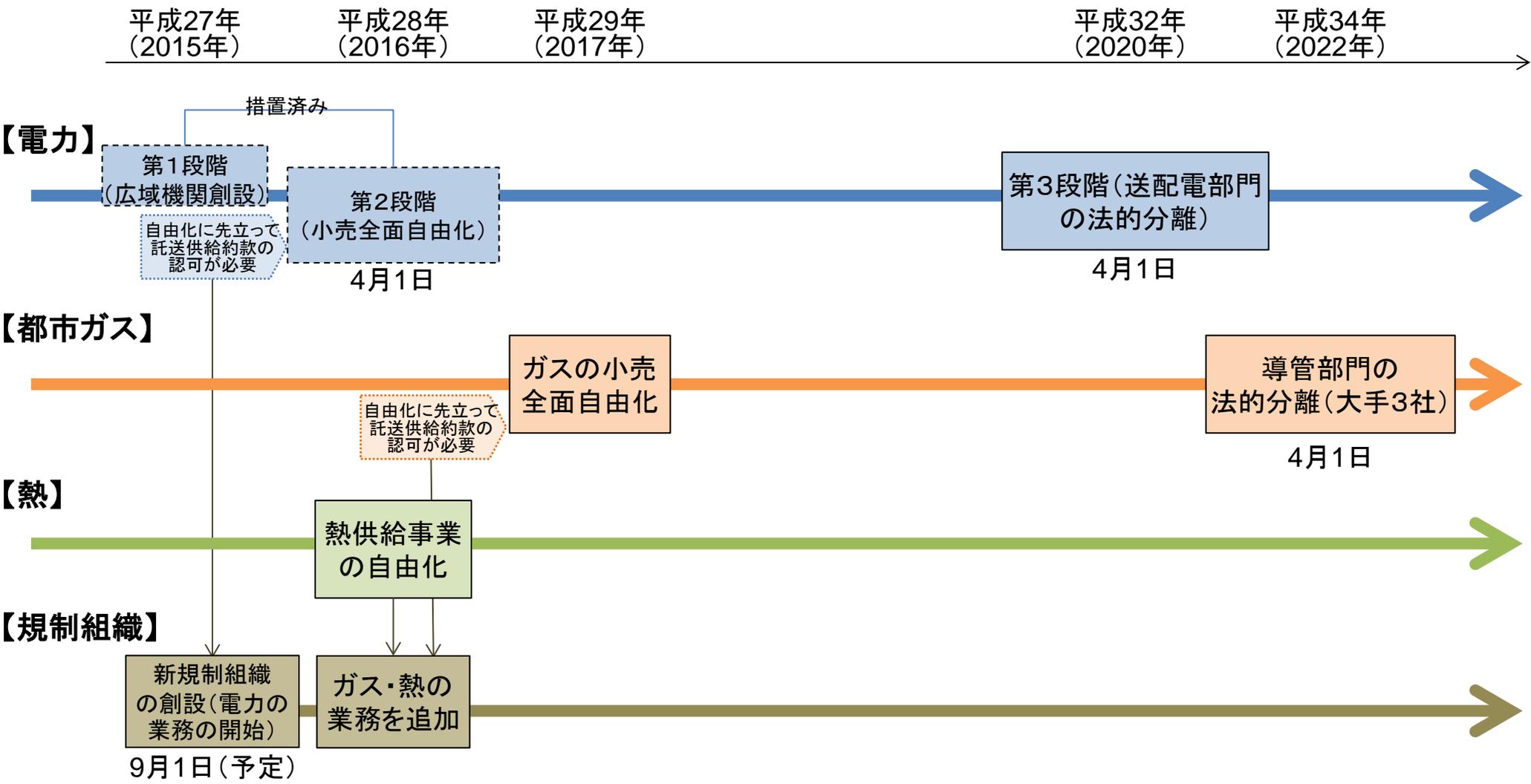
(※)石油やLPガスは既に参入規制なく、自由な市場

○一体的な制度改革により「市場の垣根」を撤廃し、エネルギー企業の相互参入や異業種からの新規参入を進める。これにより、競争によるコスト低廉化を図るとともに、消費者の利便性を向上させる。

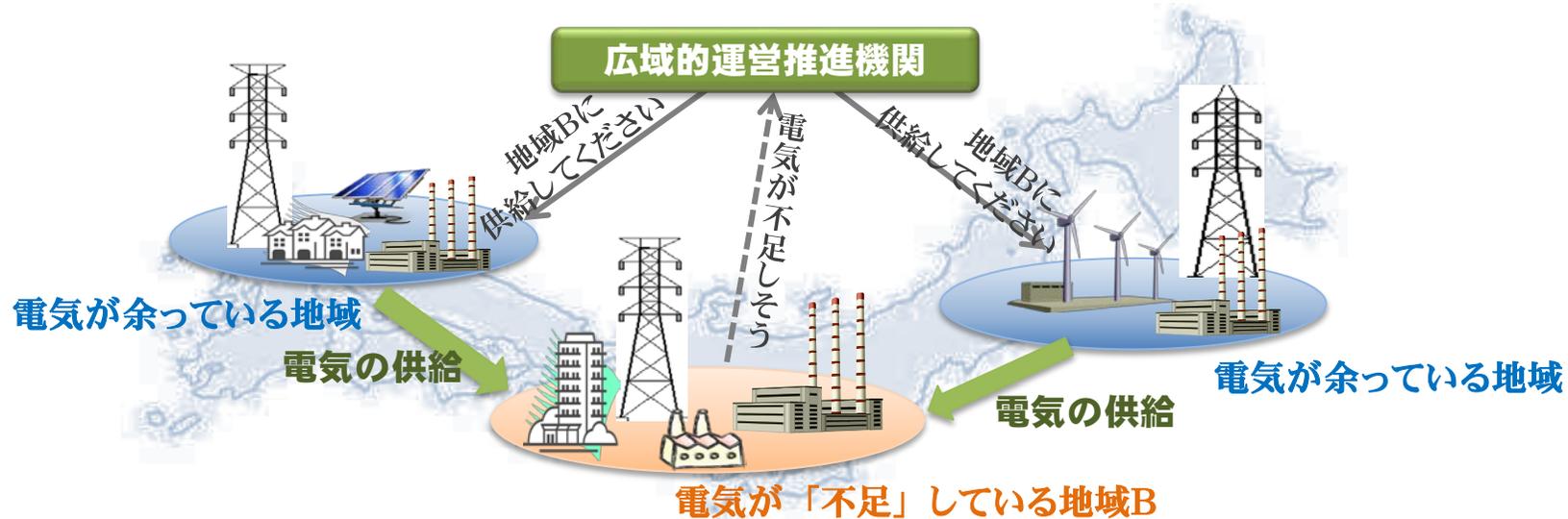
○さらに、国内市場に閉じることなく、総合エネルギー企業による海外市場の開拓・獲得も目指す。



○「電力、ガス、熱供給を一体的に改革する電気事業法等改正法が本年6月に成立。」
 ○改革を進めるに当たっては、改革の各段階で課題の検証を行い、その結果を踏まえ、必要な措置を講ずる。



- 地域を越えた電気のやりとりを容易にし、災害時等に停電を起こりにくくする。また、全国大での需給調整機能の強化等により、出力変動の大きい電源の導入拡大等に対応する。
- そのための司令塔として、本年4月に「広域的運営推進機関」（理事長：金本 良嗣 政策研究大学院大学 特別教授）を全電気事業者が加入義務がある認可法人として創設。



広域的運営推進機関の業務内容

- ① 災害等による需給ひっ迫時において、電源の焚き増しや電力融通を指示することで、需給調整を行う。
- ② 全国大の電力供給の計画を取りまとめ。送電網の増強やエリアを越えた全国大での系統運用等を進める。
- ③ 平常時において広域的な運用の調整を行う。(周波数調整は各エリアの送配電事業者が実施)
- ④ 新規電源の接続の受付や系統情報の公開に係る業務や、発電と送配電の協調に係るルール整備を行う。

- 一般家庭向けの電気の小売業への新規参入が2016年4月から可能に（登録制）。これにより、新規参入を通じた競争の促進が期待される。また、家庭も含む全ての需要家が電力会社や料金メニューを自由に選択できるように。
- 需要家保護の観点から、規制料金メニューを一定期間は経過措置として残す。
- 安定供給の要である送配電部門については自由化せず、規制部門として、引き続き地域独占（許可制）の下で安定供給を担う。

現行制度（部分自由化）

既存電力会社
(一般電気事業者)

- 「一般の需要」への供給を行う。
- 家庭等の規制部門への供給は、供給義務・地域独占・料金規制（総括原価方式による認可制）

新電力
(特定規模電気事業者)

- 自由化された大口需要（「特定規模需要」）への供給を行う。

電源開発、日本原電、製鉄・製紙メーカー等

- 一般電気事業者・特定規模電気事業者への供給を行う。

小売参入全面自由化後

3事業を兼業（現行の体制と同様）

発電事業

送配電事業

小売電気事業

発電事業

小売電気事業

発電事業

【届出制】

- 「ロールフットینگ」(公平な競争条件の確保)のため一律の規制

【許可制】

- 公的ノウハウたる送配電網を運営
- 地域独占・料金規制（総括原価方式による認可制）

【登録制】

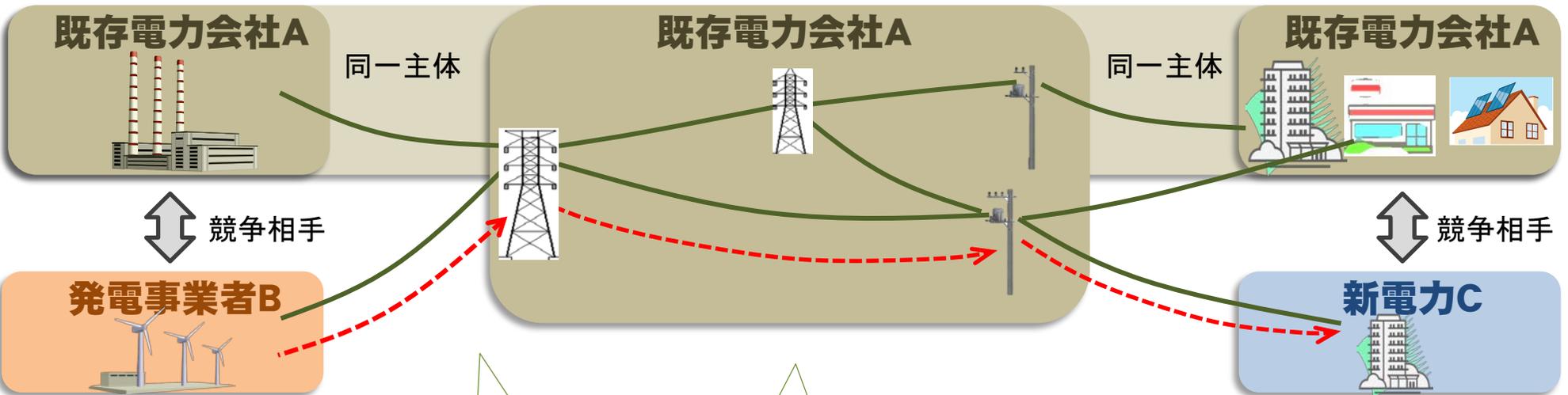
- 「一般の需要」(全需要家)に自由に供給
- 供給力確保義務
- 「ロールフットینگ」のため一律規制

- 電力市場における活発な競争を実現する上では、送配電ネットワーク部門を中立化し、適正な対価(託送料金)を支払った上で、誰でも自由かつ**公平・平等に送配電ネットワークを利用**できるようにすることが必須。
- 現行の「**会計分離**」では、発電と送配電の間の社内でのやりとりが法人間の契約として明確にならず、外部からの検証が難しい、託送ルールが適用されない等の問題があり、中立性を高めていくためには「**法的分離**」が必要。
- 主要な先進国においても全面自由化が行われている場合には発送電分離をしているのが通例であり、**全面自由化と発送電分離を車の両輪として、一体で進める**必要あり。

発電 (競争部門)

送配電 (独占の規制部門)

小売 (競争部門)



**中立性を損なう
問題の例**

① 自社の発電所の
接続を優先

② 託送ルールが適用
されない

③ 送配電事業で知り得た情報
を自社営業に目的外利用

1. 送配電事業者(一般電気事業者の送配電部門)による措置

- (1) **需給バランス維持**を義務付け(周波数維持義務)
- (2) **送配電網の建設・保守**を義務付け
- (3) **最終保障サービス**(需要家が誰からも電気の供給を受けられなくなることはないよう、セーフティネットとして最終的な電気の供給を実施)を義務付け
- (4) **離島のユニバーサルサービス**(離島の需要家に対しても、他の地域と遜色ない料金水準で電気を供給(需要家全体の負担により費用を平準化))を義務付け

これらを着実に実施できるように、現行と同様の**地域独占**と**料金規制**(総括原価方式等:認可制)を措置

2. 小売事業者による措置

- 需要を賄うために**必要な供給力を確保**することを義務付け(空売り規制)

※①参入段階・②計画段階・③需給の運用段階、それぞれにおいて、国や広域的運営推進機関が確認を行い、実効性を担保。

3. 広域的運営推進機関による措置

- 将来的に日本全体で供給力が不足すると見込まれる場合に備えたセーフティネットとして、広域的運営推進機関が**発電所の建設者を公募する仕組み**を創設

4. ファイナンスに関する措置

- (1) 法的分離の後も、**グループ体系的な資金調達**や**グループ会社間での資金融通**を認める。
- (2) 一般担保付社債の発行について経過措置を設け、**新規発行も可能**に。

5. 事業者間連携、現場力の維持・強化

- (1) 発電・小売と送配電の間の**業務連携(業務委託)**を可能とする。
- (2) 送配電と発電の間の人事異動について、双方の現場を経験することで優れた**技術・人材の蓄積を可能**とする。
- (3) 災害時等における発電と送配電の**協調に係るルール**の整備。

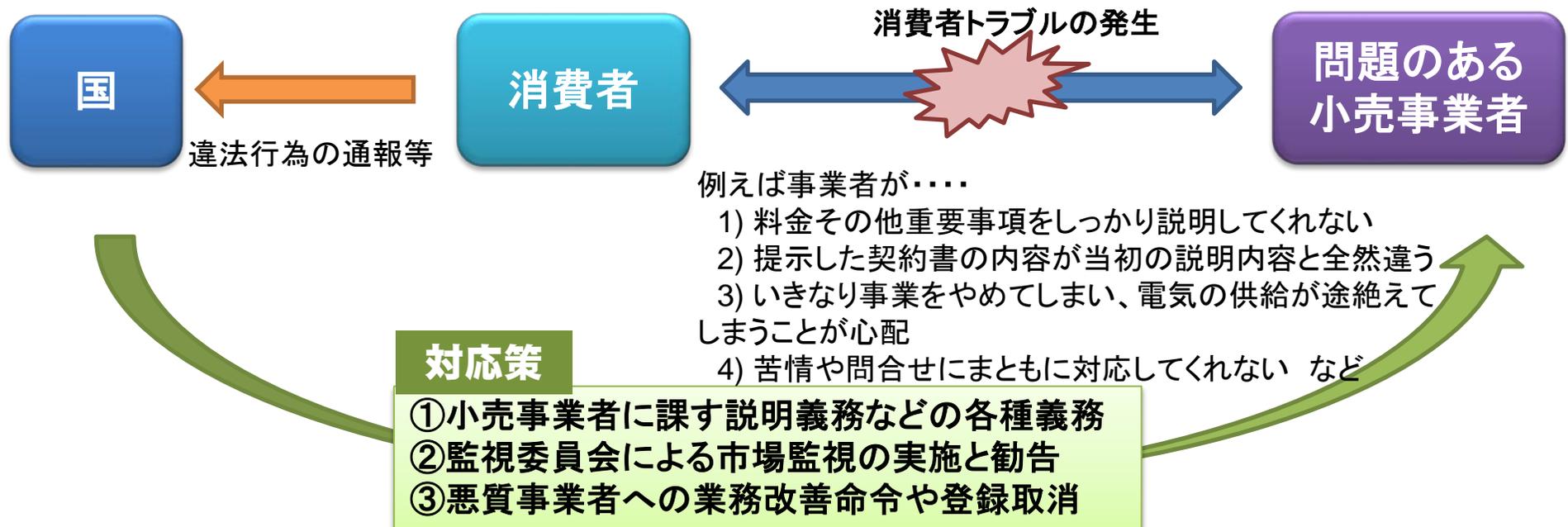
○小売全面自由化により、家庭も含めた需要家が多種多様な事業者・料金メニューの中から選択することが可能になる一方、消費者トラブルを未然に防止することが必要。

○そのため、以下のような対応策を講じる。

(1) 第2弾の改正電気事業法において、小売電気事業者に対し、①料金などの契約条件の説明義務(※)、②書面交付義務(※)、③苦情や問い合わせを適切に処理する義務、④事業休廃止時の周知義務、を措置。
 ※代理店にも同様の規制を課す。

(2) 新たに設立される電力取引監視等委員会が高度な専門性も活かしつつ、このような取引を監視し、問題があれば勧告。さらに、国に意見具申をすることも可能。

(3) 国は、監視等委員会からの意見具申を受け、悪質事業者への業務改善命令の発動や、改善されない場合には、罰則の適用や登録取消しなどの措置を講ずる。



【第1の柱】小売参入の全面自由化

- 小売の**地域独占を撤廃/料金規制を廃止**(競争が不十分な地域には**経過措置**)(基本的に、電力システム改革第2弾と共通)。
- ライセンス制**への移行等(基本的に、電力第2弾と共通)。
- 新規参入を促すため、**LNG基地の第三者利用**を促進するルールを法制化。

【第2の柱】ガス導管網の整備促進

- 導管部門は、**地域独占**や**料金規制**を維持し、安定供給を確保。
- 相互接続**を促すため、国が事業者間の協議を命令・裁定する制度を創設。
- 広域的整備**の費用を関連するガス事業者から回収できる仕組みを整備。

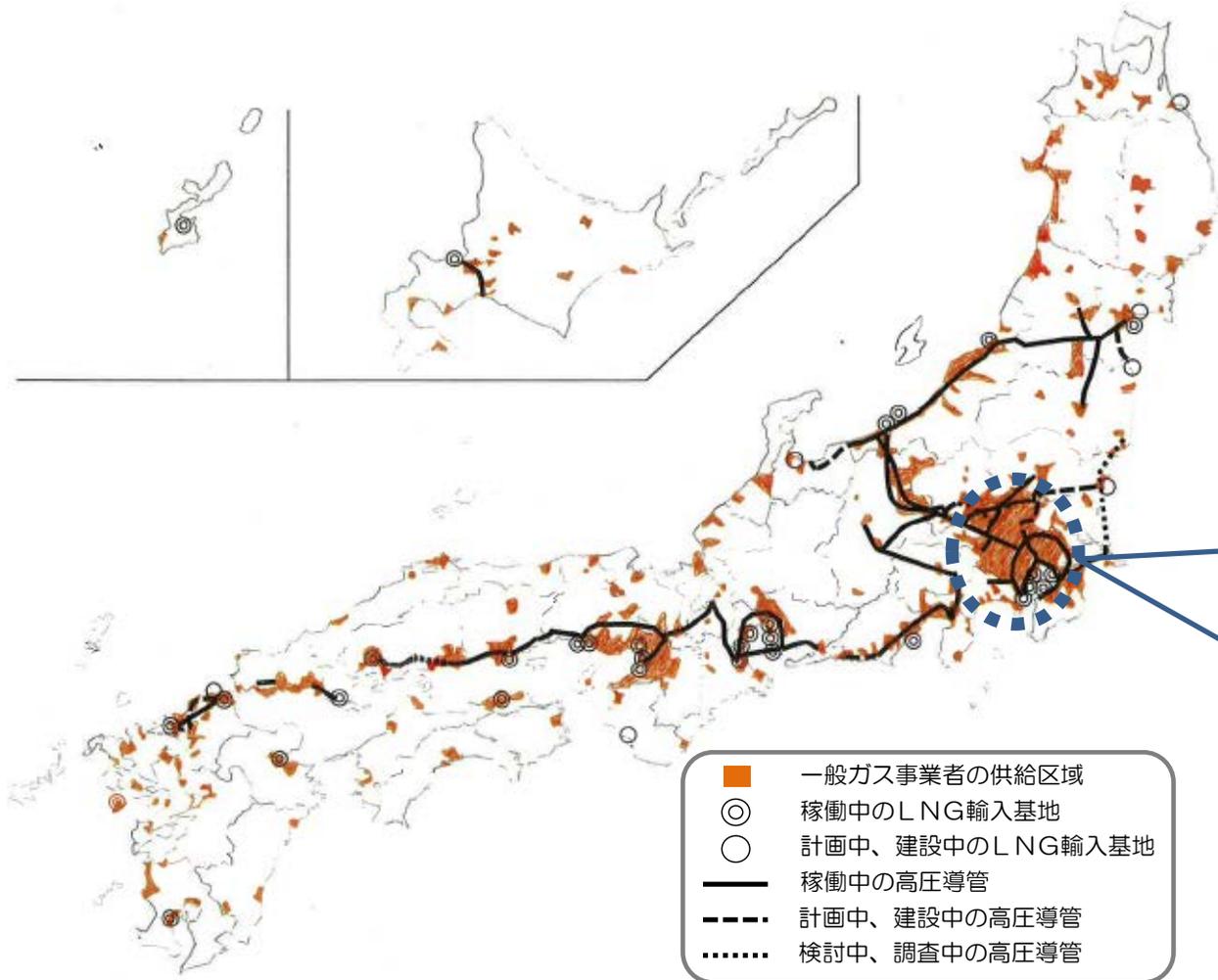
【第3の柱】需要家保護と保安確保

- 小売事業者に対する**供給力確保義務**(空売り規制)/**契約条件の説明義務**/**書面交付義務**、導管事業者に対する**最終保障サービス義務** 等
(基本的に、電力第2弾と共通)
- 小口需要家保有のガス管点検**や**緊急保安**は従来の都市ガス会社が導管事業者として一括実施。
消費機器の保安は、消費者と接点の多いガス小売事業者が担い、両事業者の協働により保安を確保。

【第4の柱】大手3社の導管部門の法的分離の実施(中立性確保)

※なお、ガス事業法改正・熱供給事業法改正の詳細設計については、昨日(8/20)の総合資源エネルギー調査会基本政策分科会 ガスシステム改革小委員会において議論開始。

- 一般ガス事業(都市ガス)の供給区域は国土の6%弱。
- 近年、長距離ガス導管が、姫路-岡山、三重-滋賀、静岡-浜松、新潟-富山などで整備されたが、東京-名古屋間など太平洋岸も未だ接続されていない。



(注)濃い青色のエリアは東京ガス及びグループ会社の供給エリア。薄い青色のエリアは東京ガスから卸売を受ける一般ガス事業者の供給エリア。

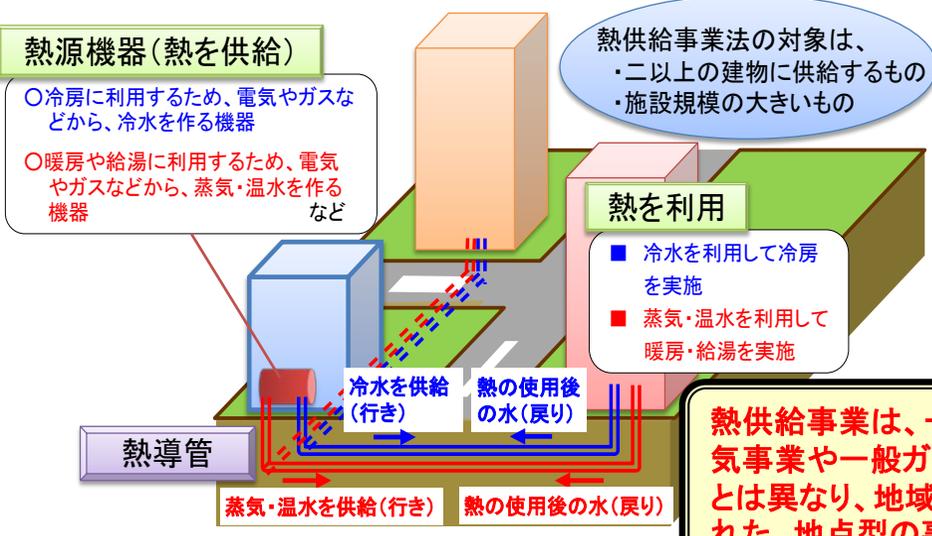
(出典)東京ガス作成資料

① 熱供給事業者に対する規制の合理化

- 現在「許可制」としている参入規制を、「登録制」とする。
- 料金規制や供給義務などの規制は撤廃する。

② 需要家を保護するための措置

- 需要家に対して十分な説明を行わないまま契約を締結する者が現れることなどにより、需要家利益が阻害されることを防止するため、熱供給事業者に対し、①料金等の説明義務、②書面交付義務、③苦情処理義務、④必要な供給設備の保有義務などを課す(電気事業法と同様の措置)。
- また、他の熱源(エアコン、ガスストーブ等)に容易に切り替えることができない需要家(団地の家庭需要家等)が存在することを踏まえ、こうした需要家に対して熱供給を行う熱供給事業者に対しては、料金規制や供給義務などの規制を経過措置として存続させる。



○ 日本全国に77事業者、138地点が操業中
(平成26年12月現在)

【代表的な事例】

- ・六本木ヒルズ地区
- ・品川八潮団地
- ・東京スカイツリー地区
- ・みなとみらい21中央地区

	一般電気事業	一般ガス事業	熱供給事業
供給区域面積※1	100%	5.8%	0.01%
需要家数	8,466万件	2,935万件	3.6万件
事業規模※2	18,156億円	193億円	10億円
従業員数※2	12,929人	154人	17人

※1 日本の国土面積に占める割合 ※2 一供給区域当たり

① 電力・ガス取引監視等委員会の業務

○ 外部有識者5名を委員とする「電力・ガス取引監視等委員会」を設立し(9月1日設立予定)、従来にない権限を有する最も強い8条委員会とする。

i) 小売全面自由化等を踏まえた電力・ガス・熱の取引の適切な監視

• 説明義務の履行状況等に係る立入検査、事業者への業務改善勧告、経過措置料金の審査実務、大臣への意見具申等

ii) 電力・ガスのネットワーク部門の中立性確保のための厳格な行為規制の実施

• 差別的取扱い・グループ内の取引規制等に係る立入検査、事業者への業務改善勧告、託送料金の審査実務、大臣への意見具申等

② 特徴

○ 監視・規制の対象者である電気・ガス事業者等から「独立」し、電気・ガス事業者等と伍することができる「高度の専門性(『規制の虞』とならないようにする)」を有する組織とする。

(1) 独立性

- **経済産業大臣直属の組織**とする(資源エネルギー庁には設置しない)。
- 委員は、個々の職務遂行について**誰からも指揮監督を受けない**こととする。
- 委員会に、**専属の事務局**を設置する。
- 委員会の**単独行使権限**として、事業者に対し**業務改善勧告等**を行う権限を付与する(最も強い権限を有する8条委員会)。

(2) 高度の専門性

委員	<ul style="list-style-type: none">○委員は、法律、経済、金融又は工学の専門的な知識と経験を有し、その職務(市場監視等)に関し公正かつ中立的な判断をできる者のうちから、経済産業大臣が任命。○5名の委員を非常勤とすることで、非常勤でしか勤務できない者も含め幅広い層の中から委員を任命。ただし、委員のうち少なくとも常時2~3名が出勤する勤務形態とする。
事務局職員	<ul style="list-style-type: none">○外部の専門人材(弁護士、公認会計士等)を積極的に採用。